

# 令和4年度 新事業展開テイクオフ補助金 ご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格・物価高騰等による厳しい経営状況の中で、新事業展開をめざす府内中小企業を支援します。

- ・新しい事業分野への進出
- ・業種・業態の転換
- ・新製品・新サービスの開発・販売提供
- ・コスト抑制等のための省力化・内製化

などの取組みをお考えの方は、ぜひ本事業をご活用ください。

本補助金  
ホームページ



大阪府

## 対象者

大阪府内に本店（住所）または主たる事業所を有する

- ・中小企業者（個人又は法人）
- ・企業組合、協業組合
- ・一般社団法人（直接又は間接の構成員の  
2/3以上が中小企業者）

100者程度

## 補助金額

対象経費総額の3/4以内（100万円を上限）

※消費税及び地方消費税を除く

対象経費については、裏面をご参照ください。

## 申請期間

令和4年10月28日（金曜日）から

11月21日（月曜日）まで（当日消印有効）

## 対象経費

機械装置・システム構築費（設備導入費用など）

開発費（新製品の試作開発費用など）

専門家経費（助言・コンサルティング費用など）

外注費（加工や設計・検査等の委託費など）

知的財産権等関連経費（特許のライセンス料など）

広告宣伝・販売促進費（展示会出展費用など）

研修費（教育訓練費用など）

## 事業実施 期間

交付決定日（令和4年12月上旬）から

補助事業完了日または令和5年2月28日（火曜日）

のいずれか早い日まで

## お問い合わせ先

大阪府 新事業展開テイクオフ補助金事務局  
（商工労働部中小企業支援室内）

06-6941-0351

午前10時から午後5時まで（土日祝日、年末年始を除く）

「新事業展開テイク  
オフ補助金について」  
とお伝えください。

## 伴走支援事業のお知らせ

本補助金とは別に、支援機関による新事業展開の  
伴走支援事業を実施しますので、ぜひご活用ください。

対象者：大阪府内の中小事業者

（表面の「対象者」と同条件）100者

申請期間：令和4年10月28日（金曜日）から

11月21日（月曜日）まで

伴走支援  
ホームページ



（公財）大阪  
産業局